

条例

◎議案第二十七号「宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例」

市役所新庁舎の位置を「小深浦高台」に変更することに伴い、地方自治法第四条第一項の規定に基づき、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第二十八号「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例」

平成二十九年十月より本格運行を開始したコミュニティバスについて、住民の利便性の向上を図るために運行経路の見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

専決

◎議案第一号から第四号まで「専決処分した事件の承認に ついて」

本市に甚大な被害をもたらした七月八日に発生した豪雨災害に伴い、早期復興に向けて地方自治法第一七九条第一

項の規定により専決処分をおこなったものです。主な内容については、議案第一号と四号は一般会計補正予算で、災害土砂等の撤去費や土木施設等の災害復旧費などに一億九千三百八十九万一千円、大島桜公園の災害復旧工事費等に八百九十七万九千円を追加しております。第二号は下水道の維持修繕料等に六百六十八万二千円を追加、第三号は今回の豪雨災害により被災された災害被害者に対し、市民税、固定資産税・国保税を減免するための条例改正です。

◎議案第三十号及び第三十一号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

宿毛市沖の島辺地の道路施設・観光施設・集会施設・飲用水供給施設・診療施設の整備及び北部辺地の道路施設整備を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うには本計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第三条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。

その他

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

陳情



番号	件名	議決結果
第13号	宿毛市新庁舎建設について	不採択
第14号	庁舎移転にかかる議案を継続審議とすること を求める陳情について	不採択

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	専決処分した事件の承認について	承認
第3号	専決処分した事件の承認について	承認
第4号	専決処分した事件の承認について	承認
第5号	平成二十九年年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）並びに水道事業会計の利益処分歳入歳出決算認定について	継続審査
第17号	平成三十年年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、介護保険事業、後期高齢者医療）補正予算について	原案可決
第26号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第27号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第28号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第29号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第32号	平成三十年年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決